山口県	三、〇五〇人
徳島県	一、五一二人
香川県	一、八一二人
愛媛県	二、三九一人
高知県	一、五七一人
福岡県	一〇、六〇五人
佐賀県	一、六六五人
長崎県	二、九九四人
熊本県	二、九八九人
大分県	二、〇二八人
宮崎県	一、九八〇人
鹿児島県	二、九六六人
沖縄県	二、五六〇人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十四号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の二第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）

第三十二条の二　法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する特定交通安全施設等整備事業（同法第二条第三項第一号に掲げる事業に限る。）のうち、内閣総理大臣が国家公安委員会と協議して定めるもの

二　消防施設及び防災施設の整備に関する事業のうち、沖縄県が実施するものであって、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定めるもの

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の校舎その他の施設、スポーツ施設、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場並びに教員及び職員のための住宅の整備に関する事業のうち、内閣総理大臣が文部科学大臣と協議して定めるもの

四　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

イ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援を行う事業を除く。）の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業

ロ　看護師養成所等（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号及び第二十二条第一号に規定する学校（学校教育法第一条に規定する大学を除く。）並びに保健師助産師看護師法第十九条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第三号に規定する看護師養成所及び同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所をいう。）の施設及びこれに関連する施設並びに歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号に規定する歯科衛生士学校（学校教育法第一条に規定する大学を除く。）及び歯科衛生士法第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所の施設の整備に関する事業

ハ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の施設の整備に関する事業

ニ　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）の修繕に関する事業

ホ　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（医療保護施設を除く。）の整備に関する事業

ヘ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する授産施設の整備に関する事業

ト　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの

チ　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業

リ　内視鏡を用いた手術の研修及び訓練の実施に必要な施設の整備に関する事業

五　次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が農林水産大臣と協議して定めるもの

イ　土地改良法第二条第二項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事業

ロ　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業

ハ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業

ニ　森林法第百九十三条に規定する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張

ホ　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業（いずれも農林水産大臣の所管に属するものに限る。）

ヘ　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場及び同条第四項に規定する地方卸売市場の施設の改良、造成又は取得

ト　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等